



～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。保険薬局の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県は、対象期間（5月3日～5月5日）に開局していただいた保険薬局を対象に、協力金を支給します。

1 対象期間

令和3年5月3日（月）～令和3年5月5日（水）（3日間）

2 支給対象等

【支給対象】 県内の保険薬局

【支給要件】 対象期間中のいずれかの日又は3日間において、1日あたり合計4時間以上開局し、調剤を行う体制を整備

【支給額】 開局時間が8時間未満の場合 1日あたり1万5千円
開局時間が8時間以上の場合 1日あたり3万円

3 協力金支給の手続きについて

(1) 提出書類

- ・開局実績等報告書
- ・振込口座の通帳コピー（口座番号、名義人等が記載されているページ）

(2) 提出期間 令和3年5月10日（月）～同年5月21日（金）必着

(3) 提出先

（郵送で提出してください。恐れ入りますが、送料はご負担ください。）

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 GW協力金担当

4 その他

- ゴールデンウィーク中に開局している薬局の一覧を県薬務課ホームページに掲載するため、薬局機能情報登録システムに開局日を登録していただくよう4月23日を期限としてお願いしましたが、4月27日（火）正午までに延長します。
- すでに登録いただいた開局日を変更する場合には、4月27日（火）正午までに、変更登録して下さるようお願いいたします。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
ゴールデンウィーク協力金担当

電話 045-210-4967

ファクシミリ 045-201-9025